

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月 整理 番号	請求 年月日	決定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R4.3.7	R4.5.2	・令和2年度3学期（1学年のみ実施）数学の検査問題 ・令和3年度1学期（2学年のみ実施）数学の検査問題 ・令和3年度2学期（1・2学年実施）数学の検査問題 ・令和4年度1学期（2学年のみ実施）数学の検査問題	1	1														都立日比谷高等学校
2	R4.3.7	R4.5.2	・令和2年度3学期（1学年のみ実施）国語・英語の検査問題 ・令和3年度1学期（2学年のみ実施）国語・英語の検査問題 ・令和3年度2学期（1・2学年実施）国語・英語の検査問題 ・令和4年度1学期（2学年のみ実施）国語・英語の検査問題	1		1									1				都立日比谷高等学校
3	R4.3.7	R4.5.2	・令和元年度実施の転学試験の検査問題 ・令和2年度2学期並びに令和3年度3学期の転学試験の検査問題					1										・令和元年度実施の転学試験の検査問題は保存期間が経過し廃棄済みであり存在しないため ・令和2年度2学期並びに令和3年度3学期の転学試験は実施されなかったため検査問題が存在しないため	都立日比谷高等学校
4	R4.3.7	R4.5.2	令和2年度転学・編入学募集 学力検査	1		1									1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立西高等学校
5	R4.3.7	R4.5.2	令和元年度及び令和3年度に実施された東京都立西高等学校への転学試験の検査問題					1										・令和元年度の転学試験は、保存年限が1年の文書であり、廃棄済みで存在しないため ・令和3年度の転学試験は実施されておらず、請求に係る文書は、本校では作成しておらず、存在しないため	都立西高等学校
6	R4.3.7	R4.5.2	・令和元年度第1学期第3学年転入学・編入学試験問題（数学） ・令和元年度第2学期第1学年転入学・編入学試験問題（数学） ・第2学年転入学・編入学試験問題（数学） ・令和2年度第1学期第2学年転入学・編入学試験問題（数学） ・令和2年度第2学期第1学年転入学・編入学試験問題（数学） ・令和2年度第3学期第1学年転入学・編入学試験問題（数学） ・第2学年転入学・編入学試験問題（数学） ・令和3年度第1学期第2学年転入学・編入学試験問題（数学）	1	1														都立国立高等学校
7	R4.3.7	R4.5.2	・令和元年度第1学期第3学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・令和元年度第2学期第1学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・第2学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・令和2年度第1学期第2学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・令和2年度第2学期第1学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・令和2年度第3学期第1学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・第2学年転入学・編入学試験問題（国語・英語） ・令和3年度第1学期第2学年転入学・編入学試験問題（国語・英語）	1		1									1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立国立高等学校
8	R4.3.7	R4.5.2	・令和元年度第1学期2年生の転学試験 ・令和元年度第3学期の転学試験 ・令和2年度第1学期3年生の転学試験 ・令和2年度第2学期2年生の転学試験 ・令和3年度第2学期及び第3学期の転学試験					1										転学試験を実施していないため、作成しておらず、存在しないため	都立国立高等学校
9	R4.3.7	R4.5.2	・令和2年度 転学試験検査問題 ・令和3年度 転学試験検査問題	1		1									1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立戸山高等学校
10	R4.3.7	R4.5.2	令和元年度 転学試験検査問題					1										請求に係る文書は、保存年限が1年の文書であり、廃棄済みで存在しないため	都立戸山高等学校

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月 整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
11	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和2年度及び令和3年度に実施された転学試験検査問題	1	1										1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立青山高等学校
12	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和元年度に実施された転学試験検査問題					1										請求に係る文書は、保存年限が1年の文書であり、廃棄済みで存在しないため	都立青山高等学校
13	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和2年度 第2学期 転学試験検査問題	1	1										1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立八王子東高等学校
14	R4. 3. 7	R4. 5. 2	・令和元年度 第1学期 転学試験問題 ・令和元年度 第2学期 転学試験問題 ・令和元年度 第3学期 転学試験問題 ・令和2年度 第1学期 転学試験問題 ・令和2年度 第3学期 転学試験問題 ・令和3年度 第1学期 転学試験問題 ・令和3年度 第2学期 転学試験問題 ・令和3年度 第3学期 転学試験問題						1									・転学試験は実施しておらず、請求に係る文書は、本校では作成しておらず、存在しないため ・請求に係る文書は、保存年限が1年の文書であり、令和3年7月に廃棄済みで存在しないため	都立八王子東高等学校
15	R4. 3. 7	R4. 5. 2	・令和2年度 東京都立立川高等学校 第2学期 第1学年 転学・編入学募集学力検査問題（数学） ・令和3年度 東京都立立川高等学校 全日制課程 第1学期 第2学年 転学・編入学募集学力検査問題（数学）	1	1														都立立川高等学校
16	R4. 3. 7	R4. 5. 2	・令和2年度 東京都立立川高等学校 第2学期 第1学年 転学・編入学募集学力検査問題（国語・英語） ・令和3年度 東京都立立川高等学校 全日制課程 第1学期 第2学年 転学・編入学募集学力検査問題（国語・英語）	1	1										1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立立川高等学校
17	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和元年度に実施された転学試験の検査問題					1										転学試験を実施していないため、作成しておらず、存在しないため	都立立川高等学校
18	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和3年度転学試験検査問題	1	1										1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立新宿高等学校
19	R4. 3. 7	R4. 5. 2	・令和2年度転学試験検査問題 ・令和元年度転学試験検査問題						1									・転学試験は実施しておらず、請求に係る文書は、本校では作成しておらず、存在しないため ・請求に係る文書は、保存年限が1年の文書であり、令和3年8月に廃棄済みで存在しないため	都立新宿高等学校
20	R4. 3. 7	R4. 5. 2	都立国際高等学校 転学・編入問題 ※令和元年1学期、2学期、令和2年度1学期、2学期、令和3年2学期、3学期	1	1														都立国際高等学校
21	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和元年3学期、令和2年3学期、令和3年1学期及び令和3年3学期に実施された転学試験の検査問題					1										転学試験を実施していないため、作成しておらず、存在しないため	都立国際高等学校
22	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和元年度第2学期第1学年転学試験検査問題	1	1										1			請求に係る文書のうち、国語・英語で使用されている文章の一部は、著作権法上の「著作物」になり得るため、学校が著作権者の許諾なく公にすることは、著作権者の権利利益を不当に侵害し学校に対する信頼を損ね、学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため	都立国分寺高等学校

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
23	R4. 3. 7	R4. 5. 2	令和2年度及び令和3年度転学試験問題					1										令和二年度及び令和3年度の転学試験は実施しておらず、請求に係る文書は、本校では作成しておらず、存在しないため	都立国分寺高等学校
24	R4. 3. 10	R4. 5. 9	平成29年度各種委員会組織構成表	1	1														都立●●学校
25	R4. 3. 10	R4. 5. 9	●●年●●月に開催した都立●●におけるいじめ防止委員会の出席者が分かる資料					1										当該文書は作成しておらず、存在しないため	都立●●学校
26	R4. 3. 10	R4. 5. 9	教育委員会資料について、「点検の結果」の事例にある、「校則のない学校で、生活指導全般について、教職員と生徒が確認した」に関する詳しく述べた文書。イ ●●部長が「自分たちが決めたから守っていこうという生徒の声があった」と発言した。これら●●氏らが集めた生徒の声（できれば教員や保護者の声も）を都教委又は学校がまとめたもの					1										本件に係る各学校への聞き取り調査はすべて電話で行っており、本件開示請求に該当する公文書は「報告資料（2）都立高等学校における校則に関する取り組み状況について」以外存在しないため	教育庁指導部管理課
27	R4. 4. 28	R4. 5. 9	●●主催の2018年度以降本日までの●●セミナーの後援名義使用承認をした際、同●●とやり取りした全文書					1										当該後援名義使用の承認については、●●において行っており、東京都教育委員会は関与しておらず、開示請求のあった公文書は、作成及び取得していないため	教育庁総務部教育政策課
28	R4. 4. 27	R4. 5. 10	・公立小学校及び中学校通級指導学級等設置要綱の一部改正について（通知）（令和4年1月5日付起案文書） ・公立小・中学校の特別支援教室に係るガイドラインの改訂について（令和3年3月25日）（令和3年東京都教育委員会第5回定例会報告資料） ・「特別支援教室の運営ガイドライン」の作成について（通知）（令和3年3月9日付起案文書） ・都内公立学校における発達障害教育について（令和3年2月4日）（府内検討用資料） ・特別支援教室の入退室等検討委員会報告書（令和2年12月）	1	1														教育庁指導部管理課
29	R4. 4. 27	R4. 5. 10	・小中学校における特別支援教育の充実に向けた都教育委員会の取組（令和3年7月26日）（区市町村への説明資料） ・特別支援教室の入退室等検討委員会（第2回）の資料及び議事録（令和元年1月23日開催） ・特別支援教室の入退室等検討委員会（第1回）の資料及び議事録（令和元年1月14日開催）	1	1										1			【職員個人のメールアドレス】 公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【委員提供資料】 「特別支援教室の入退室等検討委員会設置要項」第7の規定により、同委員会の会議資料は非公開と規定している中、非公開を前提として提供してもらった文書で、特別支援教室の指導対象児童・生徒に係る検討方法等について詳細な内容が記載されており、公にすることにより、関係自治体が、情報の公開を懸念するあまり、具体的な情報の提供に消極的になるなど、正確な事実の把握に基づく、的確な検討や議論ができるなくおそれがあるため	教育庁指導部管理課
30	R4. 3. 12	R4. 5. 11	・中学校英語スピーチングテスト問題等検討委員会の委嘱について（依頼） ・委員委嘱同意依頼、承諾書、同意書、委嘱状、民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーチングテスト（仮称）事業実施方針	14	1														教育庁指導部管理課
31	R4. 3. 12	R4. 5. 11	・中学校英語スピーチングテスト問題等検討委員会の委嘱について（依頼） ・決定文、問題等検討委員会設置要綱、支出内訳表、基本協定その1、2、別紙民間資格・検定試験を活用した東京都中学校英語スピーチングテスト（仮称）事業事業計画、実施協定（令和3年度）、東京都中学校英語スピーチングテスト事業実施計画（令和3年度）	62	1							1	1	1				・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・検討経過の推移が明らかになってしまふと、何らかの圧力をかけたいと考えている者にとって、どのタイミングで委員にアプローチしたらよいかというタイミングを絞りめることとなるため、同様に適正性の確保の観点から公にすることが困難である。 ・試験問題の作成検討に関する情報であって、これらの情報が公にされることにより委員個人を特定できる内容が明らかになってしまふ。これらの情報が公になることで、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性を確保することが極めて困難になる。公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 等	教育庁指導部管理課

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月 整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不 存 在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
32	R4.3.12	R4.5.11	ESAT-J GRADE設定委員会関連資料、問題等検討委員会関連資料	1	1										1			・試験問題の作成検討に関する開催日時、委員の氏名・所属・役職などがの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難となるため ・試験問題の作成検討に関する開催日時、協議内容などの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 ・試験問題の作成検討に関する開催日時、場所、内容、委員の氏名・所属・役職などがの情報が公にされることにより、検討経過の推移や委員個人を特定できる内容が明らかになり、特定された委員個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になる。 ・関連資料の内容は、全て試験問題の作成検討の具体的な協議事項に深く関係するものであり、本試験はスピーキングに関するテストを既に実施している事業者のノウハウを活用しながら運営していくものであるため、これらの情報を公にすることは、特定の事業者の持つ試験の運営ノウハウの漏洩に繋がり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれることとなるばかりでなく、徒に白日の下に晒されることになれば本試験の存在そのものを揺るがす事態になりかねない重大な危険性を孕んでいるため 等	教育庁指導部管理課
33	R4.3.17	R4.5.16	3教指高第468号「校則等の自己点検及び見直しに係る調査について」（通知）により都立学校から提出された「都立高校における校則等の自己点検及び見直しの実施に係る調査票」及び添付された文書（すべての学校分）	1	1													教育庁指導部管理課	
34	R4.3.24	R4.5.19	人権尊重の視点に立った指導の一層の推進について「通知」の起案一式	7	1													教育庁指導部管理課	
35	R4.3.24	R4.5.19	「児童・生徒への意見聴取の概要」	1	1				1								生徒の顔が映っており特定の個人が識別できてしまうため	教育庁指導部管理課	
36	R4.3.24	R4.5.19	24日の定例会、報告事項（2）グローバル人材育成の推進のガイドライン（全34頁）のP33には、都教委がよく使う「日本人としての自覚」という文言があるが、5頁スライドのP2の（TARGET 3）は「世界の中の一員としての自覚」という語になっている。「日本人」から「世界の中の一員」に変化させた理由を示す文書					1									当該文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁総務部教育政策課	
37	R4.5.13	R4.5.23	令和4年度使用教科書一覧__高校・中等教育学校（後期課程）	1	1													教育庁総務部教育政策課	
38	R4.4.4	R4.5.23	・検討会議（3月12日）説明資料 ・検討会議（6月18日）説明資料「教育ダッシュボードの開発のためのデータ活用研究（案）」 ・検討会議（10月8日）説明資料「（仮称）東京教育DX実践事例・研究成果発表会（案・たたき台）」 ・報告資料「非認知能力に関する共同研究」 ・研究校への通知資料「教育ダッシュボードの開発のためのデータ活用研究」	1	1													教育庁総務部教育政策課	
39	R4.4.4	R4.5.23	・熟議第1回資料「都教育委員会と慶大SFC研究所との連携協定の締結と熟議の開催について」 ・熟議第1回資料「生徒の学びや成長をサポートする教育のデジタル化のあり方とは」 ・熟議第2回資料「生徒の学びや成長をサポートする教育のデジタル化のあり方とは」 ・熟議第3回資料「生徒の学びや成長をサポートする教育のデジタル化のあり方とは」 ・検討会議（11月25日）説明資料「データ分析進捗状況_1125」	1	1										1		学校名・教員名については、公にすることで、各学校関係者の意見や率直な回答が妨げられ、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれがあるため	教育庁指導部管理課	
40	R4.4.4	R4.5.23	慶應義塾大学SFC研究所との教育ダッシュボード開発に伴う共同研究について期間を延長した場合は、その内容がわかる一切の文書や図面や電磁的記録					1									本共同研究の期間を延長しておらず、文書が存在しないため	教育庁指導部管理課	

令和4年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
41	R4.4.18	R4.5.26	R04使用 補助教材一覧（高校・中等後期）	1	1														教育庁指導部管理課	
42	R4.5.13	R4.5.26	・R04使用 補助教材一覧（高校・中等後期） ・R04使用 補助教材一覧（中学・中等前期）	1	1														教育庁指導部管理課	
43	R4.3.30	R4.5.27	令和3年度確認プレテストアンケート結果まとめ	1	1														教育庁指導部管理課	
44	R4.3.30	R4.5.27	・H31プレテストアンケート分析結果 ・H31プレテストアンケート結果検証（テスト環境検証） ・H31プレテストアンケートローデータ ・確認プレテストアンケートパンチデータ ・確認プレテストアンケート分析結果 ・子供の意見（意見集約） ・子供の意見_意見聴取記録	1	1					1				1					・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・特定された委託事業者個人に対して何らかの圧力がかかると、今後の試験運営において適正性及び正当な秘匿性を確保することが極めて困難になるため ・当該箇所は、回答内容から回答者が特定し得る内容となっており、公にすれば、今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり教員の意見を聴取する際に、教員の意見や率直な回答が妨げられ、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・本件は、参加生徒及び保護者に事前に発言内容を含めて公にしないことを約束した上で意見を聴取している。また、学校名等を公にすることにより、参加校に問合せが殺到するなど、学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため、公にすれば、当該学校からの東京都に対する信頼を著しく損ね、都の教育行政に対して協力を得られなくなるおそれがある。 ・今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり生徒の意見を聴取する際に、生徒の意見や率直な回答が妨げられ、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部管理課
45	R4.3.30	R4.5.27	事業者との打合せ資料、●●打合せ資料	1	1					1	1			1					・当該資料は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・当該資料は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該資料は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより民間人である個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該資料は、試験の制度設計に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
46	R4.3.31	R4.5.30	企画調整会議会議録（第24回～第29回）、職員会議会議録（第11回～第14回）	35	1														都立美原高等学校	
47	R4.5.9	R4.5.30	東京都公立学校会計年度任用職員業績評価実施要項、東京都公立学校会計年度任用職員業績評価実施細目、東京都公立学校会計年度任用職員業績評価書	5	1														教育庁人事部職員課	
48	R4.5.25	R4.5.30	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	14	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	